明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省定員規則の一部を改正する省令（**財務**一）　一
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一）　二
○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令（**経済産業**一）　三
〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則（**個人情報保護委**一）　六
〔告　示〕
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二、三）　二
○自然再生基本方針を変更する件（**環境**一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会裁決関係　吉
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　九

省令

○**財務省令第一号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月七日

財務大臣　麻生　太郎